

MIDI検定とは実際の音楽制作現場で必要とされる知識の習得を目的とした検定制度です

令和元年度 MIDI検定試験

第11回1級

受験案内



—ミュージッククリエイターのためのライセンス制度—

一般社団法人音楽電子事業協会

実施期間

令和元年

8月9日(金)～

8月19日(月)

出願期間

令和元年

7月1日(月)～

8月2日(金)

MIDI 検定1級について

MIDI 検定は 1999 年の第 1 回試験以来、38,000 人を超える方々に受験を頂きました。コンピュータを音楽に活用する入門の 4 級から、現代の音楽制作技能の学習を 2 級、3 級のグレードが構成し、その頂点となるのが 1 級です。

1 級は音楽制作そのものです。正確な MIDI 編集技能、表現力と共に、音楽 CD を作品に仕上げる音響の知識と高い音楽性も必要となります。制作する課題曲は作編曲家書き下ろしの未発表作品。新たな音楽の誕生に出会い、プロの仕事を体験します。

一般社団法人 音楽電子事業協会 (AMEI) について

MIDI は 1982 年に誕生し、電子音楽における世界標準の規格として 37 年を経過した現在でもコンピュータにおける「音楽の共通言語」としての役割を果たしてきました。楽器用途として誕生した MIDI はその後の通信技術の急速な発展を背景に通信カラオケや着信メロディー配信等に使われ応用分野が拡大しました。そうした中、AMEI は 1996 年に音楽電子事業（音楽の演奏用電子機器及びその制御のための情報処理等に係る事業）及び関連産業の健全な振興を図ることを目的として設立された団体です。

主な活動としては「MIDI 規格の管理、応用、新規格の策定」「製品の安全や環境に関する調査や研究」「音楽著作権の利用者としての活動（業務用通信カラオケやインタラクティブ配信等の利用規定に関する著作権管理事業者との協議）」などがあり、主に「電子楽器関連企業」「業務用通信カラオケ事業者」「コンテンツプロバイダー」等による会員により構成されています。

個人情報の取り扱いについて

- 一般社団法人音楽電子事業協会は皆様の個人情報を取り扱う法人として、その保護ならびに適切な管理を行うことが社会的任務と考え、個人情報保護法のもと、その遂行に鋭意取り組んでいます。
- 受験申し込みの際に、ご記入いただく個人情報は、MIDI 検定試験業務の円滑な実施、合格者に対する「ライセンスカード」発行やセミナー

の案内等のサービスの実施、および MIDI 検定統計のために利用いたします。

- 個人情報保護法の施行前（2005年3月31日以前）にお客様からご提供いただきデータベース化し保有する個人情報に関しては、上記の利用目的で継続して利用させていただきます。

個人情報保護方針

- 基本方針
一般社団法人音楽電子事業協会（以下「協会」といいます）は、多数の個人情報を取り扱う法人として、個人情報の保護が活動の基本であるとともに、その適切な管理を行うことが社会的責務と考えています。当協会では、役員を含むすべての職員がこのような共通認識のもとに、下記に定める基本方針に基づき個人情報の保護に取り組んでまいります。
- 1. お客様から個人情報をご提供いただく場合には、あらかじめその目的を明示し、その範囲内に限って利用いたします。
- 2. お客様からご提供いただいた個人情報は、次の場合を除き第三者に開示または提供いたしません。
 - (1) お客様の同意がある場合
 - (2) 個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対して、お客様に明示した目的達成に必要な範囲で個人情報の取り扱いを委託する場合
 - (3) 統計的なデータとして、個人を識別できない状態に加工した場合
 - (4) 法的な命令等により、個人情報の開示等を求められた場合

- 3. お客様がご自身の個人情報について確認されたい場合には、当協会にご連絡下さい。当協会では、第三者への漏洩を防止するため、お客様がご自身であることを確認した場合に限りお知らせいたします。また、お客様の個人情報の変更や削除などのご依頼に対しても同様の手続きを行い、これに対応いたします。
- 4. ご提供いただいたお客様の個人情報は当協会でも厳重に保管・管理するとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止するために適切なセキュリティ対策を講じます。
- 5. 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守いたします。
- 6. 個人情報保護に関する職員への教育・研修を適宜実施し、周知徹底するとともに意識向上と啓蒙に努めます。
- 7. 本基本方針は、当協会の検定試験インターネット・ホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態にします。

以上

令和元年度 MIDI 検定1級試験 実施要綱

- ◆ 試験日（試験期間） ◆ 令和元年8月9日（金）～8月19日（月）
【制作期間】 期間内の20 時間相当を作業時間とする。
- ◆ 受験資格 ◆ ① 学歴・年齢・性別・国籍等に制限無し
 ② 2級実技試験合格者
- ◆ 出願受付期間 ◆ 令和元年7月1日（月）～8月2日（金）
- ◆ 出願方法 ◆ MIDI 検定ホームページ (<http://www.midilicense.com>) より所定のフォームにて必要事項記入の上、受験料を郵便局よりお振込み下さい。
※ 振込手数料はご負担願います。
- ◆ 受験料 ◆ 19,440円（消費税込み）
※ 制作物提出時の送料は受験者の負担となります。
- ◆ 制作環境等について ◆ 本試験には試験会場がありません。試験期間初日に期日指定で課題曲スコア等を送付いたします。制作指示に従い、自宅など各自任意の環境にて制作を行い、提出物を完成させていただきます。パソコン、ソフトウェア等の貸し出しは行いません。提出用の CD-R を2枚をご用意ください。
- ◆ 試験方法 ◆ 「MIDI 検定1級試験の内容」の項をご参照ください。
- ◆ 制作物提出期限 ◆ 令和元年8月19日（月）消印有効
- ◆ 審査方式 ◆ 一次審査（MIDI データ）および二次審査（オーディオ CD）の2段階審査方式
- ◆ 合格基準 ◆ 一次審査は90点満点中80点以上で合格
一次審査合格者のみ二次審査を行い、一次審査時の点数と二次審査の点数を加算し100点満点中85点以上で合格
- ◆ 結果通知 ◆ 令和元年10月末に郵送にて受験者に通知（郵便事情により多少の前後があります。）
- ◆ 試験期間に関する免責事項 ◆ 本試験では10日間の制作期間を設けておりますが、期間内の20時間を試験時間と想定していますので、天災等で一週間以上の遅延が発生しない限り、課題曲スコアの到着が遅れた場合でも制作物提出期限の延長はいたしません。また、受験者の都合による遅延の場合はいかなる事由でも延長処置はいたしませんのであらかじめご了承下さい。
- ◆ MIDI 検定1級試験に関するお問い合わせ先 ◆ amei_info@amei.or.jp までお問い合わせ下さい。

MIDI 検定 1 級 試験内容の詳細

試験の概要

MIDI 検定1級試験では、課題曲スコア(楽譜)、および制作規定書を参照し、自宅など任意の環境で作品を制作して成果物を提出します。制作期間は10日間(課題曲スコアの到着から完成データ一式の送付まで)で、期間内の合計20時間相当を実制作時間に割り当てることとします。採点は、MIDI データを評価する一次審査と、表現力を評価する二次審査の二段階方式で行います。提出物は、課題曲を GM2 準拠のスタンダード MIDI ファイル(フォーマット1)で作成したもの、ならびに作成した MIDI データをもとに任意の音源でオーディオ化し、CD-DA フォーマットで記録した CD-R です。また、提出ファイル名、制作環境などを記載した作業レポートも同時に提出していただきます。

課題楽曲について

課題曲は、MIDI 検定1級試験のために作曲または編曲された未発表の作品を使用します。MIDI チャンネル16チャンネル以内で表現可能な2分程度の作品となります。

提出物について

- 提出物1 スタンダード MIDI ファイル(SMF)を記録した CD-R(データ CD で納品)×1 枚
- 提出物2 任意の音源でオーディオ化したものを記録した CD-R(オーディオ CD)×1枚
- 提出物3 作業レポート×1枚

採点方法

●一次審査

一次審査は提出物1について、ノートの正確性、制作規定との整合性について審査します。また、提出物に不備があった場合にも減点の対象となります。一次審査は90点を満点とし、減点法で採点され、80点以上を合格とします。(減点点数の詳細は後述)なお、一次審査で79点以下の場合是不合格となり、不合格者の二次審査は行いません。

●二次審査

二次審査は、提出物2について審査します。評価ポイントは表現力および音楽性となり、審査員(音楽家)数名による評価を行い、S、A、B、C、D の5段階評価をつけます。5段階評価のそれぞれに S=+10、A=+5、B=±0、C=-5、D=-10の点数が与えられ、一次審査の獲得点数と合計し、合計点数が85点以上で合格となります。

採点基準の詳細

一次審査の審査基準

1. 課題曲スコアのそれぞれの音が、正確に SMF に反映されているかどうか。
2. SMF 自体のフォーマットが正常かどうか。

入力等にミスがあった場合、下記に記載するとおり減点を行う。

スコアに記載されている音符とノートデータの音程又はタイミングが異なる場合

……1音につき1点減点

ノートデータの音程とタイミングのみで審査を行います。

表現力は二次審査で評価を行います。この際にはデータの数値を評価いたしませんので、SMF を作成する際に2級実技試験等で基準となっていました mf=80 というベロシティ値等に拘らず、自由なベロシティ値、コントロール表現で入力していただいて構いません。

ピッチベンドは楽譜上の指定箇所以外使用不可。タイミングは音価の10パーセント以上外れた場合に減点。ゲートタイムについては、記譜の音価を基本としますが、同じ高さのノートが重なる場合、及び指定された休符にさしかかる場合は減点となります。

データ形式に不備がある場合、提出物に不備があった場合

……一カ所以上、個数に関わらず3点減点

(例)

- テンポが異なる場合
- SMF のフォーマットが異なる場合
- トラック構成(配列)が異なる場合
- 設定 MIDI チャンネルが異なる場合
- その他のミス

90点を満点とし、上記減点を行い80点以上で一次審査合格とします。

二次審査の評価基準

一次審査のデータをもとに作成されたオーディオ CD が、課題曲の意図をくみ取り、音楽的に表現されているかどうかについて評価

二次審査は提出されたオーディオ CD を試聴しての評価となり、MIDI データの内容は評価いたしません。また、オーディオ化する際の音源（シンセサイザー）に規定はございません。各自オーディオ化した際に、課題曲を表現するのにもっとも適した音源を選択して、自由に作成してください。また、MIDI データの内容も問いませんので、エクスプレッションをオートメーションで表現したり、シンセサイザー独自のアーティキュレーション機能を駆使したりするなど、受験者の判断で創作していただいて構いません。

二次審査の審査員は、音楽電子事業協会が依頼した音楽家（作曲家、演奏家など）が担当いたします。

■二次審査では、それぞれの審査員が下記の基準に基づき、5段階の評価をします。

S 評価：作曲者の意図をくみ取った上で、優れた表現力を発揮し、演奏家としての独創性までも表現した作品に仕上がっている場合

A 評価：作曲者の意図と、使用した音源の特性を十分に理解し、演奏表現力の高い作品に仕上がっている場合

B 評価：記譜された音楽表現を忠実に再現した作品に仕上がっている場合

C 評価：おおむね課題曲を再現しているが、一部表現力に欠ける演奏が含まれる場合

D 評価：音楽作品として認められるクオリティに達していないと判断される場合

上記評価それぞれに、下記の配点がなされます。

S 評価：+10 点 A 評価：+ 5 点 B 評価：± 0 点

C 評価：－ 5 点 D 評価：－10 点

一名の受験者に対し、5名の審査員が上記の審査を行い、最高評価を与えた審査員の評価と、最低評価を与えた審査員の評価を削除し、残りの3名の評価をもとに総合評価を決定します。総合評価は3名分の評価を多数決決議で決定します。また評価が3名とも異なる場合は、3名中中間の評価を与えた審査員の評価を採用します。

評価と総合評価の対応表

評価 1	評価 2	評価 3	総合評価
S	S	S	S
A	S	S	S
A	A	S	A
A	A	A	A
B	A	A	A
B	B	A	B
B	B	B	B
C	B	B	B
C	C	B	C
C	C	C	C
D	C	C	C
D	D	C	D
D	D	D	D
B	S	S	S
B	B	S	B
C	S	S	S
C	C	S	C
D	S	S	S
D	D	S	D
C	A	A	A
C	C	A	C
D	A	A	A
D	D	A	D
D	B	B	B
D	D	B	D
S	A	B	A
S	A	C	A
S	A	D	A
S	B	C	B
S	B	D	B
S	C	D	C
A	B	C	B
A	B	D	B
A	C	D	C
B	C	D	C

最終評価決定

一次審査、二次審査の評価点数を合計し85点以上で合格とします。

(例)

一次審査80点で通過した受験者の場合

二次審査の5名の評価が SABAA だった場合

最高評価の S と最低評価の B が削除され、A 評価が3つ残り、二次審査の総合評価は
A = +5点

最終獲得点数は

$80 + 5 = 85$ 点となり

MIDI 検定 1 級合格となります。

その他

制作を行う DAW ならびに OS 等の環境に規定はございません。

DAW ソフトウェアならびにコンピューターなど、制作機材の貸与はいたしません。

提出物の返却はいたしません。

課題楽曲の著作権は一般社団法人音楽電子事業協会に帰属いたしますので、受験以外の目的で使用することはできません。

● お 問 い 合 わ せ は ●

一般社団法人音楽電子事業協会 MIDI 検定試験事務局

amei_info@amei.or.jp

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町 2-16-9 イトービル 4F

Tel. 03-5226-8550

Fax. 03-5226-8549

URL: <http://www.amei.or.jp/>